

# 平成 31 年度島根県認知症介護実践研修「実践者研修」 開催要項

## 【1. 目的】

施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得することを目的とします。

## 【2. 実施主体】 島根県

## 【3. 実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

## 【4. 受講対象】

原則として、介護保険事業所等において、現に認知症介護業務に従事する介護職員等で身体介護に関する基本的知識・技術を修得し、認知症介護業務に2年以上従事した経験を有している職員であって、全日程出席が可能かつ他施設・自施設実習（全6週間の利用者に対する直接的なケア実践）が可能な方。なお、地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

## 【5. 期日・会場・定員】

回	期日		会場	定員	他施設実習日
第Ⅰ回 (松江)	前期	5月29日(水)～30日(木)	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室	60名	6月14日(金) 17日(月) 18日(火)
	後期	6月4日(火)～6日(木)			
	中間評価	7月10日(水)			
	まとめ	9月5日(木)			
第Ⅱ回 (出雲)	前期	6月25日(火)～26日(水)	朱鷺会館 1階 大ホール	60名	7月12日(金) 16日(火) 17日(水)
	後期	7月2日(火)～4日(木)			
	中間評価	8月7日(水)			
	まとめ	10月2日(水)			
第Ⅲ回 (浜田)	前期	10月30日(水)～31日(木)	【前期・まとめ】 浜田合庁 大会議室 【後期・中間評価】 いわみーる4階 401 研修室	60名	11月15日(金) 18日(月) 19日(火)
	後期	11月6日(水)～8日(金)			
	中間評価	12月12日(木)			
	まとめ	令和2年2月6日(木)			
第Ⅳ回 (出雲)	前期	11月28日(木)～29日(金)	朱鷺会館 1階 大ホール	60名	12月13日(金) 16日(月) 17日(火)
	後期	12月3日(火)～5日(木)			
	中間評価	令和2年1月17日(金)			
	まとめ	令和2年3月13日(金)			

## 【6. 研修内容】

別紙②「平成31年度島根県認知症介護実践研修「実践者研修」日程表」のとおり

## 【7. 実習について】

後期終了後、自施設実習（前半2週間、後半4週間）及び他施設実習（1日）を行います。別紙③「実践者研修の実習について」「他施設実習について」を必ずご確認ください。実習の詳細は、研修時に説明します。なお、実習にあたり、事前に事例を準備していただきます。事例の詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

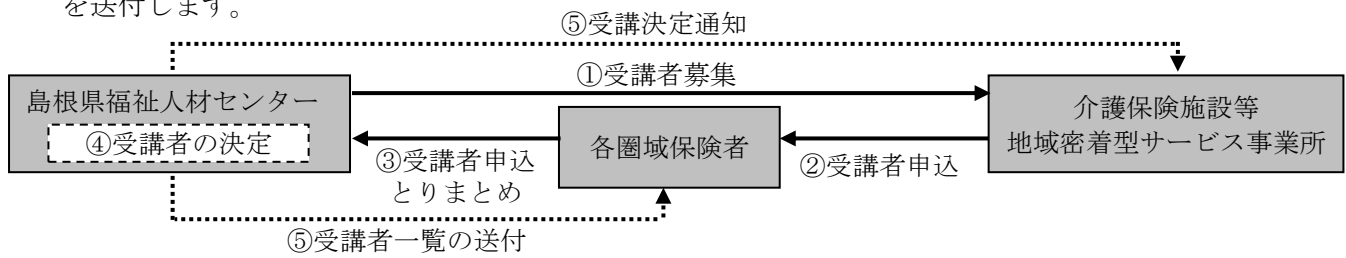
【8. 申込方法・受講決定】

- (1) 受講申込書（様式第1号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX不可）

提出書類：(1) 受講申込書（様式第1号） ※記入漏れのないようお願いします。  
 (2) 受講申込書（様式第1号 別紙①） 実習協力承諾書 ※所属長の署名が必要です。

※ 地域密着型サービス事業所において、人員基準上受講が必要な場合は、保険者の推薦が必要となりますので申込時に保険者へご相談ください。

- (2) 保険者は総括表（様式第2号別紙）に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX不可）
- (3) 事業所より複数申込される場合は、受講申込書に優先順位をご記入ください。定員を超過した場合は、推薦者を優先とし、かつ事業所から複数申込があった場合は各事業所1名とし、抽選の上選考いたします。
- (4) 受講の可否については、研修日の前月下旬頃までに各事業所に送付するとともに、保険者へ受講決定一覧を送付します。



	②事業所から保険者への 受講申込受付期間	③保険者から福祉人材センターへの 提出期限
第Ⅰ回（松江）	3月25日（月）～4月8日（月）【必着】	4月15日（月）【必着】
第Ⅱ回（出雲）	4月22日（月）～5月8日（水）【必着】	5月15日（水）【必着】
第Ⅲ回（浜田）	8月20日（火）～9月3日（火）【必着】	9月10日（火）【必着】
第Ⅳ回（出雲）	9月18日（水）～10月3日（木）【必着】	10月10日（木）【必着】

【9. 受講料】 ひとり 10,000 円

- (1) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
- (2) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

【10. 修了証書】

- (1) 研修修了者（全課程を受講した方）に対し、島根県知事名の修了証書を交付します。
- (2) 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。また、(注1) 研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。（緊急かつやむを得ない場合等については県と協議の上決定します）

注1 ①他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為。  
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）  
 ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【11. その他】


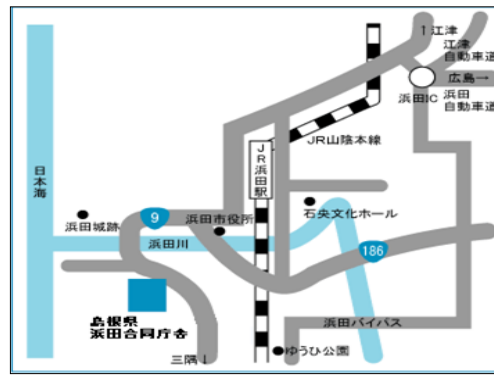

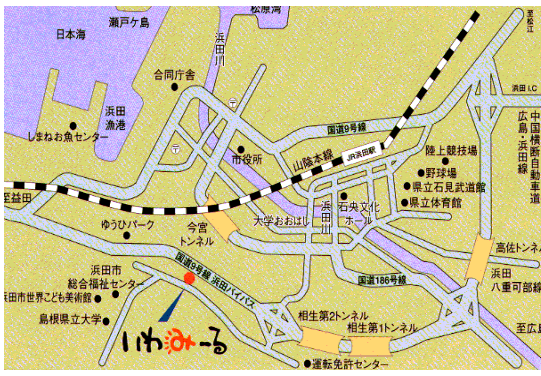
- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- (2) 昼食は500円（弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- (3) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

- (5) 駐車場には限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (6) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。
- (7) インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

【12. 問い合わせ先】

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当：柏井・安達  
 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階  
 [TEL] 0852-32-5975 [FAX] 0852-32-5956 [URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

【13. 会場アクセス】

<p><b>松江</b> 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3</p>  <p>■JR 松江駅バス停より南循環線外回り 「県合同庁舎前」下車（所要時間約 20 分）</p>	<p><b>浜田</b> 「浜田合同庁舎」 浜田市片庭町 254</p>  <p>■JR 浜田駅バス停より周布線または市内循環 「合同庁前」下車(所要時間 10～15 分)</p>
<p><b>出雲</b> 「朱鷺会館」 出雲市西新町 2 丁目 2456-4</p>  <p>■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分 ※お車でお越しの方へ 正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。 しまね花の郷には駐車しないでください。（夕方施設）</p>	<p><b>浜田</b> 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1</p>  <p>■JR 浜田駅より「県立大学」行または「大学循環」 「いわみーる」下車（所要時間約 10～15 分）</p>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。  
 その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。